

## 介護保険料は所得に応じて決まります



### ◆◆ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料 ◆◆

介護保険は3年ごとに保険料の見直しをおこなっています。  
保険料の額は、3年間（平成21年度～平成23年度）に提供される介護サービスの費用の見込みに基づき、保険給付に要する費用の20%を65歳以上の方の人数で割り返した額を保険料基準額（年額）としています。

平成22年度は保険料基準額（年額）47,400円（月額3,950円）となります。

65歳以上の方の保険料は、高齢者の方の負担能力に応じ、被保険者本人及び世帯の課税状況をもとに、6段階の保険料を設定しています。

また、介護報酬につきましては、平成21年度から介護従事者の処遇改善を図るため介護報酬を全体で3%引き上げられましたが、改定による保険料の急上昇を緩和するため、国から交付金が交付され、平成21年度（上昇分の全額）と平成22年度（上昇分の半額）の保険料に充て、保険料の軽減を図っています。

### 納め方

- ・特別徴収・・・年金額が18万円以上の方。年金の定期支払い（年6回）の際に介護保険料が差し引かれます。
- ・普通徴収・・・年金額が18万円未満の方。年度の途中で65歳になった方、他市町村から転入した方などが対象。保健福祉課から郵送される納付書や口座振替により、銀行等の金融機関を通じて納めます。納期は、4月から翌年1月までの10回です。

### ◆◆ 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料 ◆◆

段 階	対 象 者	平成21年度 年額(月額)	平成22年度 年額(月額)	平成23年度 年額(月額)
第1段階	・老齢福祉年金受給者であり、かつ市町村民税世帯非課税者 ・生活保護受給者	23,400円(1,950円) 基準額×0.5	23,700円(1,975円) 基準額×0.5	24,000円(2,000円) 基準額×0.5
第2段階	・市町村民税世帯非課税であり、かつ課税年金収入額と合計所得の金額の合計が80万円以下の者	23,400円(1,950円) 基準額×0.5	23,700円(1,975円) 基準額×0.5	24,000円(2,000円) 基準額×0.5
第3段階	・市町村民税世帯非課税で第2段階対象者以外の者	35,100円(2,925円) 基準額×0.75	35,550円(2,962円) 基準額×0.75	36,000円(3,000円) 基準額×0.75
第4段階	・市町村民税本人非課税者（ただし、課税収入額と合計所得の金額の合計が80万円以下の者）	42,120円(3,510円) 基準額×0.9	42,660円(3,555円) 基準額×0.9	43,200円(3,600円) 基準額×0.9
	・市町村民税本人非課税者	46,800円(3,900円) 基準額	47,400円(3,950円) 基準額	48,000円(4,000円) 基準額
第5段階	・市町村民税課税者(年間所得金額200万円未満の者)	58,500円(4,875円) 基準額×1.25	59,250円(4,937円) 基準額×1.25	60,000円(5,000円) 基準額×1.25
第6段階	・市町村民税課税者(年間所得金額200万円以上の者)	70,200円(5,850円) 基準額×1.50	71,100円(5,925円) 基準額×1.50	72,000円(6,000円) 基準額×1.50

※合計所得金額・・・収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法がことなります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。保険料は、前年の所得をもとに計算されます。

○お問い合わせは、保健福祉課（☎1603）まで。